

南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業の事業者選定に関する客観的評価結果について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に準じて、D B O（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。P F I 法第 7 条の規定に準じ、本事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に準じ、次のとおり客観的評価の結果を公表する。

平成 29 年 8 月 28 日
南越清掃組合 管理者 奈良俊幸

1. 落札者

代表企業	株式会社タクマ
構成員メンバー（協力企業）	田中建設株式会社 坂川建設株式会社 北信建設株式会社 株式会社キハラコーポレーション 株式会社タクマテクノス西日本支社

2. 落札者の決定に係る経緯

平成 28 年 10 月 26 日付けで、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び南越清掃組合財務規則（昭和 49 年 2 月 22 日南清組規則第 6 号）の規定に基づき、南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に係る総合評価一般競争入札について告示した。

南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）において、落札者決定基準に基づき、提案書等を審査し、落札候補者を選定した。

組合では、事業者選定委員会の審査結果を踏まえ、平成 29 年 8 月 25 日に株式会社タクマグループを落札者として決定した。

3. 審査公表

別に公表する事業者選定委員会の審査講評を示す。

4. 組合が自ら事業を実施する場合と D B O 方式により実施する場合の評価

組合が自ら実施する場合の財政負担額を 100 とし、指標により比較を行った。

項目	財政負担の比較
組合が自ら実施する場合	100.0
D B O 方式により実施する場合	82.0

【参考】算定にあたっての主な前提条件

項 目	組 合 が 自 ら 実 施 す る 場 合	D B O 方 式 に よ り 実 施 す る 場 合
財政負担額の主な内訳	①建設費 ②運営費 ③起債金利 ④公共経費（人件費、委託費）	①建設費 ②運営費 ③起債金利 ④公共経費（人件費、委託費）
共通の条件	①事業期間：設計・施工期間：4年間 運営期間：20年間 ②施設規模：84 t /日 ③計画処理量：23,662 t /年 ④その他：売電収入を含む。 ⑤割引率：1.1%（長期国債（10年物）応募者利回りの過去10年間の平均値の平均値より設定）	
資金調達に関する事項	①循環型社会形成推進交付金 ②起債 ③一般財源	同左
各種費用の設定	参考見積及び他都市の同種施設の実績等に基づき設定	同左